



〔遊休農地にお悩みの方必見！〕 遊休農地解消対策事業 のご案内



隣の遊休農地を解消して
耕作できればいいのに…

農地中間管理機構、
市町村にお任せください！



遊休農地解消対策事業では、遊休農地を解消し、
新たな担い手へ貸し付けるお手伝いします！



草刈りから、



抜根、

※詳しくは裏面をご覧ください



耕起・整地まで

借りたことで効率よく
耕作できるようになった！



農地の所在する農地中間管理機構、市町村、都県、
関東農政局農地政策推進課へお気軽にご相談ください！

関東農政局農地政策推進課
(公社) 茨城県農林振興公社
(公財) 群馬県農業公社
(公社) 千葉県園芸協会
(公社) 神奈川県農業会議
(公財) 長野県農業開発公社

TEL：048-740-0144

TEL：029-350-8687 (公財) 栃木県農業振興公社

TEL：027-251-1220 (公社) 埼玉県農林公社

TEL：043-223-3011 (一社) 東京都農業会議

TEL：045-651-1703 (公財) 山梨県農業振興公社

TEL：026-217-7167 (公社) 静岡県農業振興公社

TEL：028-648-9511

TEL：048-558-3555

TEL：03-3370-3047

TEL：055-232-2760

TEL：054-250-8988

遊休農地解消対策事業の詳細

「地域計画（目標地図）」の実現に向けて、
農地中間管理機構や市町村が簡易な整備を行い、
遊休農地の解消から、担い手へ農地の集積、集約化する
取組を支援します！

《事業の概要》

● 対象農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち
簡易な整備で解消可能な遊休農地（緑区分^注）

(注)緑区分の遊休農地とは草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地。
農業委員会による遊休農地調査を実施し、緑区分と判断された農地に限ります。

● 要件

農地中間管理機構に**10年以上**貸付けること。
農地中間管理機構または市町村が遊休農地を解消した年度の
翌年度までに耕作者により耕作が再開されること。

● 作業内容

草刈、除礫、抜根（新植、改植された樹木除く）、**耕起・整地**、
その他必要と認められるもの。

※「その他必要と認められるもの」については別途協議が必要となります。

● 解消費用

43,000円/10aの範囲で農地中間管理機構または市町村が解消。

※上記の金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となります。

実際の事業活用による解消事例

Before



(草刈、耕起・整地を実施)

After



Before



(草刈、耕起・整地を実施)

After

